

電波監理審議会（第1015回）議事要旨

1 日 時

平成27年2月9日（月） 15：03～16：37

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、原島 博（会長代理）、松崎 陽子、山本 隆司、村田 珠美

(2) 審理官

宮本 正、榮 春彦

(3) 幹事

夏賀 邦明（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

吉良総合通信基盤局長、富永電波部長、安藤情報流通行政局長 他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案について （諮問第1号）

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

航路標識A I Sの導入に向けた関係規定の整備を行うもの。

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について （諮問第2号）

審議の結果、諮問のとおり変更することは適当との答申をした。

【内容】

固定衛星業務等に分配されている7375-7750MHz／8025-8400MHzの周波数を、固定衛星業務と密接な関係を有する移動衛星業務にも分配するもの。

(3) 日本放送協会に対する平成26年度テレビ国際放送の実施要請の変更について（諮問第3号）

審議の結果、諮問のとおり変更した指定事項で実施を要請することは適当との答申をした。

【内容】

放送法第65条に基づく平成26年度テレビ国際放送の実施要請を変更するもの。

(4) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案について

(諮問第4号)

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件について規定の整備を図るため、関係省令の一部改正を行うもの。

(5) 日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可について

(諮問第5号)

審議の結果、諮問のとおり認可することは適当との答申をした。

【内容】

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）の施行に合わせて、日本放送協会がインターネットを通じて放送番組等を提供する業務を開始できるよう、当該業務の実施基準について認可を行うもの。

(6) 付議されている異議申立てに関する審議

(平成25年8月28日付け付議第1号)

【内容】

「株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立て」について、決定案の議決に向けた審議を行った。

(文責：電波監理審議会事務局)